

第2編

施策の展開

第1章 花と緑をすすめる

I 花と緑の推進活動

1 県民の自主的活動

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑のグループなど、県民が主体となり自主的に緑化活動が推進されること。

○ 現状と課題

- ・各家庭での緑化活動は、ガーデニングの定着もあり盛んになっていますが、花と緑の地域づくりの原点は家庭であり、一層盛んになることが期待されます。
- ・花と緑の地域づくりを進めるにあたっては、地域に根ざしたグループ等が推進の役割を担ってきました。今後、これらのグループの後継者を確保することが重要となっています。
- ・65歳以上の人口比率は2016（H28）年現在30.8%に達しており、今後はこうした退職期を迎えたシニア世代が、地域緑化活動の担い手として期待されています。
- ・公共の場の緑化に対して、計画段階から県民参加の機会を設けるとともに、活動の場を提供する必要があります。
- ・県民の自主的な活動をより一層推進する必要があります。

○ 施策の方向

- ・地域や職場等の花と緑のグループが活躍する県民が主役の緑化活動を促進します。
- ・広域的なNPOやボランティアグループ等が、新たに花と緑のまちづくりに参画し、自ら積極的に取り組む活動を促進します。
- ・県の人口構成の最大層にあたる65歳以上のシニア世代が生きがいや楽しみを持って取り組める新しい活躍の場として緑化活動への参画を促すための情報提供を推進します。
- ・花と緑のグループの活動を活性化するため、若い世代への緑化技術の継承、参加を促進します。

○ 施策の概要

①個人の活動の促進

- ・各家庭での緑化活動を活発にするため、地域の花と緑の指導者による花と緑に関する普及啓発を積極的に行います。

②各種グループの活動の促進

- ・自治会や学校等の地域に根ざしたグループの緑化活動に対し、花と緑の指導者による技術指導や情報提供などを行います。
- ・花と緑の銀行は、花と緑の指導者と連携し、子どもから若者、シニア世代までの世代の枠を超えた交流ができるグループ活動を促進し、若い世代の参入、緑化技術の継承を図ります。
- ・花と緑の銀行は、県民主役の活動を促進するため、広域的に活動するNPOやボランティアグループの活動を支援します。
- ・企業や自治会などが県管理道路の一定区間の清掃や緑化活動を行う道路愛護ボランティア制度（*1）を推進します。
- ・花と緑の銀行は、シニア世代が生きがいや楽しみを持って緑化活動に取り組めるよう地域の花と緑の指導者による普及啓発を進めるとともに、シニア世代向けの広報誌等を通じて情報提供や働きかけを進めます。
- ・花と緑の銀行は、基礎知識から応用までを一貫して研修する講座を開催するなどし、花と緑の指導者の養成に努めます。
- ・花と緑の銀行が行う花壇コンクールや表彰制度を通じて優良な事例を紹介するとともに、とりわけ優れた活動や功績に対しては、県や国の表彰へ推薦することで、県民の自主的な活動意欲の向上を図ります。
- ・花と緑の銀行は、活動の低調な地区を対象に1日花壇教室を開催するなど、重点的な取り組みを行い、全県的な緑化活動を推進します。
- ・サクラの保護育成に携わる「さくら守(*2)」や森づくりに携わる地域、団体、企業の活動を支援します。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
花と緑のグループ等が育成する花壇数(箇所)	2,874	2,890	2,900
道路愛護ボランティア登録団体数(団体)	97	102	105
とやまさくら守の養成人数(人)	72	86	100



さくら守の活動の様子
(富山県中央植物園 富山市)



花と緑のグループ(南砺市 八乙女花壇の管理育成グループ)



道路愛護ボランティア(砺波市)

(*1)道路愛護ボランティア制度

県管理道路において、清掃・美化・緑化作業などのボランティア活動を積極的、継続的に行う意志のある団体または個人を支援する制度(平成29年3月時点登録数97団体、4,658個人)。

(*2)さくら守

本県では、地域の桜の保護・育成に取り組み、「とやまさくら守の会」を組織している。具体的な活動内容は、病害虫の防除、整枝選定、地域住民に対する植栽方法の指導などであり、地域の桜の保全活動の指導的役割を果たしている。

2 花と緑の銀行

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑の銀行の支援により、花と緑の指導者数を一定レベルに維持するとともに技術の向上を図り、地域の緑化活動が推進されること。

○ 現状と課題

- 花と緑の銀行本店と市町村支店及び地方銀行の役割分担を明確にし、市町村支店を核とした地域緑化が求められています。
- 花と緑のグループ等が中心となった地域に応じた自主的な緑化活動の推進が求められています。
- 県民の緑化活動への関心の高まりを受け、より迅速な双方向の緑化活動に関する情報交換が求められています。
- 地域緑化の推進役である頭取、グリーンキーパーなどの花と緑の指導者の高齢化も見据え、若い世代の育成による地域に見合った人員の確保と一層の技術の向上を図る必要があります。
- 幅広い世代に関心を持ってもらうために、人目に触れる機会の多い場所での緑化活動を進める必要があります。

○ 施策の方向

- 県民の自主的な緑化活動を促進するとともに活動を支援します。
- 花と緑のグループや県民に対して、緑化活動に関する情報交換の場を提供します。
- 地域の緑化推進のリーダーとなる若い世代の花と緑の指導者の確保、育成と技術の向上を図ります。
- 県民の関心が高まるよう、人目に触れる機会の多い場所での緑化活動と情報発信の強化を図ります。

○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	2016 (H28)	2021 (R3)	2026 (R8)
花と緑の指導者数(人)	2,176	2,200	2,200

○ 施策の概要

① 花と緑の活動への支援

- 花と緑のグループや県民の自主的な緑化活動を推進するため、花と緑の指導者の適正配置や種苗の提供を行うとともに、地域や学校等の花壇の造成等を支援、推進します。
- 各種研修を通して、幅広い世代（特に若い世代）から花と緑の指導者の確保、育成に努めるとともに緑化技術や活動意識の向上を図ります。
- 花と緑の指導者が自治会や学校、民間企業等の緑化計画について助言を行います。
- 地域緑化の推進役である花と緑の指導者と連携を図りながら、新たな花と緑のグループの発掘や活動拠点の創出、その拠点における花と緑の指導者の確保に努めます。
- 多くの県民や観光客が訪れる場所での緑化活動を集中的に支援することとします。

② 花と緑の普及啓発

- 県民の自主的な緑化活動を促進し、花と緑のある暮らしを推進するため、緑化運動の提唱と参加呼びかけを行います。
- 緑を生かし、周辺の環境と調和した花壇づくり等を銀行だよりや「とやまの地域花壇マップ」、事例集等で紹介します。
- 花と緑のコンクールの開催や表彰制度により、優良な事例を表彰し、模範事例として広く紹介します。また「コンテナガーデンコンテスト」等により、花と緑の指導者の成果状況を県民に広く紹介します。
- 「花とみどり・ふれあいフェア」等により県民へ広く活動を紹介し花と緑の活動への理解と参加を呼びかけます。

③ 情報化の推進

- 幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットサービスを活用し、県民に花と緑の栽培方法、花の見ごろ情報、グループの活動状況などの情報発信・交換の場を提供します。



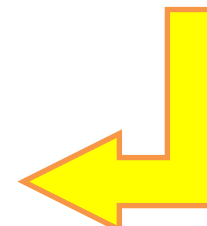
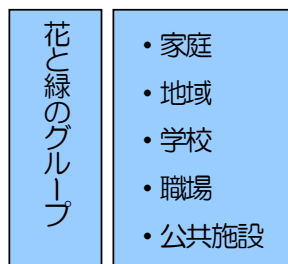
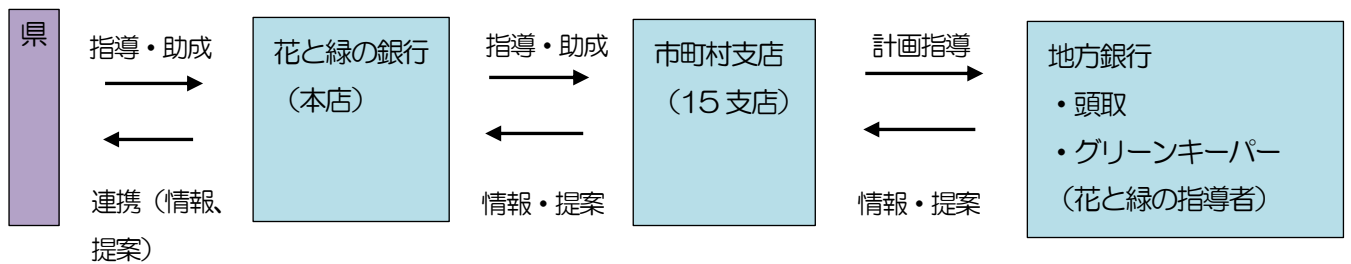
頭取・グリーンキーパーの活動風景（富山市下奥井）

コンテナガーデンコンテスト 優秀賞展示
（フューチャーシティ・ファボーレ 富山市）

～花と緑の銀行のしくみ～

○（公財）花と緑の銀行

置県90周年記念事業として、昭和48年5月9日に「花と緑の県づくり運動」の推進母体として設立された、本県独自の組織。



○頭取とグリーンキーパー

花と緑の指導者のことである。地域の緑化推進役として、地方銀行ごとに、頭取1名、グリーンキーパー数名が委嘱されている。頭取は全般的な指導者として地域の花と緑の計画の策定や住民の緑化意識を高めるための活動などを行い、グリーンキーパーは、頭取と協力のうえ、緑化技術の指導者として活躍している。

- ①地域の花と緑の計画の策定等
- ②緑化意識の普及・啓発
- ③緑化技術の指導等
- ④花と緑のグループの発掘と育成

3 緑花推進県民会議

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

緑花推進県民会議(*3)が県民の代表として機能し、県民主体の緑化施策が推進されること。

○ 現状と課題

- ・ 県民の意見を反映しながら本プランを推進するため、地域緑化の推進母体となる緑化団体、企業等から構成されています。
- ・ 市町村の花と緑の推進組織との連携強化が求められています。

○ 施策の方向

- ・ 広く県民の意見や提言を緑化施策に反映させ、県民が主役の花と緑の地域づくり運動を展開していくため、行政と県民の接点としての機能を高めます。

○ 施策の概要

- ・ 緑化運動や緑化施策など緑化推進全般についてその進捗状況を把握し、県民の意見を反映するとともに本プランの目標を達成するため、緑化事業を総合的に推進します。
- ・ 県民会議の呼びかけによる花と緑のキャンペーン等を実施し、県民の緑化活動を促進します。
- ・ 市町村の緑花推進会議や市町村緑化推進委員会との連携や情報交換を図ります。



富山県緑花推進県民会議（富山市）

(*3) 緑花推進県民会議

正式名称は富山県緑花推進県民会議。県民の意見を広く反映しながら、県民主役の花と緑の県づくりを推進するため、県内の緑化団体、教育団体、企業団体等計58団体（平成29年12月時点）で構成される会議。本プランの推進、県民緑化に対する意識の高揚と啓発活動を所掌事務とする。

II 花と緑の推進基盤づくり

1 緑の募金運動

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

「緑の募金(*4)」の活用による緑化事業が推進されること。

○ 現状と課題

- ・ 緑化の普及啓発、森林整備の推進等を目的として、毎年春と秋に、とやま緑化推進機構により「緑の募金」運動が行われています。
- ・ 「緑の募金」を活用して、緑化の普及啓発活動、森林整備などのボランティア活動への支援、市町村の学校や公園などの公共施設の緑化事業が、推進されています。
- ・ 募金の趣旨の普及啓発と募金運動のより広範な取組みが求められています。

○ 施策の方向

- ・ 募金の趣旨の普及を行うとともに、募金運動をより広範囲に行うことによって、「緑の募金」の増額に努めます。

○ 施策の概要

- ・ とやま緑化推進機構等は、マスメディアやインターネット等を利用し、広く県民に「緑の募金」への協力を依頼するとともに、各種団体や企業等に協力を呼びかけます。

(*4) 緑の募金

毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするもの（緑の募金法第2条第2項）。



緑の募金（とやま森と木のフェスタにおいて
（射水市））



緑の募金を用いた植樹活動（富山市）

2 花と緑の推進施設

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑の推進施設が県民に広く利用され、花と緑の普及啓発が推進されること。

○ 現状と課題

- ・花と緑の推進施設である中央植物園、花総合センター、薬用植物指導センターなどにおいて、花と緑の普及や指導が行われています。
- ・花や緑に親しみ、学べる身近な施設として、一層のPRをする必要があります。
- ・県有施設と市町村施設との間で密接に情報交換を行うなど、連携が求められています。

○ 施策の方向

- ・広く花と緑の推進施設をPRし、県民に開かれた施設として、より一層の活用を図ります。
- ・施設の特徴を生かして、花と緑の普及啓発事業を展開します。
- ・県有施設と市町村施設との連携を密にし、地域緑化を推進します。

○ 施策の概要

①普及啓発の推進

- ・花と緑に関する身近な指導、相談、普及の施設として、インターネット等を活用し、各施設のPRをします。
- ・中央植物園では、花と緑についての関心を高めるため、「多肉植物の寄せ植えづくり」などの各種講座や企画展示など子どもから若者、シニア世代まで県民に親しまれる催し物を開催します。
- ・花総合センターでは、県民に花と緑に親しむ機会を提供するとともに、生産者と連携して総合的な花の情報発信を行います。
- ・薬用植物指導センターでは、薬用植物への関心の高まりに対応して、薬用植物の知識の普及啓発や栽培指導を推進します。

②市町村緑化推進施設との連携等

- ・地域住民の緑化意識の高揚と花と緑の普及を図るため、県有施設と市町村施設や緑化関係機関との連携を推進します。
- ・地域住民と密接に関わりながら、地域の特徴を生かしたフラワーセンター等の市町村緑化施設の充実、整備を促進します。



薬用植物指導センターにおける指導の様子（上市町）

3 花と緑の情報の交流

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

インターネットや出版物の活用により情報交流が促進されること。

○ 現状と課題

- ・各推進施設が、花と緑に関する相談に応じるとともに、普及啓発活動を行っています。
- ・インターネットを中心とした、情報技術の急速な進展は、日常生活に大きな影響を与えています。

○ 施策の方向

- ・インターネット等の情報技術を活用して、情報の受発信を行います。
- ・広報紙やパンフレット、マスメディア等様々な広報媒体を活用して幅広い世代に向けた情報の発信に努めます。
- ・モデル花壇の設置等により、具体的な事例を紹介します。



富山県中央植物園ホームページ



とやまの地域花壇マップ

○ 施策の概要

①インターネット等情報技術の活用

- ・中央植物園では、ホームページを中心に、植物公園ネットワークを構成する各植物園の展示内容や行事予定等の情報を提供します。
- ・中央植物園では、収集植物等に関するデータベースを活用し、問い合わせに対する迅速な対応等、県民サービスの向上を図ります。
- ・花と緑の銀行や花総合センターでは、ホームページ上で花や緑に関する Q&A を掲載するとともに、インターネット等による園芸相談を行います。
- ・花と緑の銀行では、県内の花と緑の見ごろ情報や花と緑のグループの活動状況などをホームページで情報提供するとともに、参加型のインターネットサービスを活用した双方向の情報交流を目指します。

②花と緑の出版物の発行など

- ・県、市町村の広報紙や「花と緑の銀行だより」等を通じて、各種の施策等を普及し、緑化活動の活性化を図ります。
- ・県や花と緑の銀行は、緑化関係の副読本や優良事例を紹介したパンフレット等を作成し、地域や学校、職場などでの活用を促進します。
- ・花や緑に親しみながら関心を深めるために、花の名所、さくらの名所、森林浴の森などをガイドブック等でPRします。
- ・花と緑の銀行等は、テレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して、花と緑に関する広報を効果的に実施します。

③モデルガーデン等

- ・花総合センター等では、テーマ性のある花壇や提案型のミニ花壇等の整備により、ガーデニングの情報発信を行います。
- ・花と緑の銀行は、「とやまの地域花壇マップ」を通じて、身近な花壇の情報を発信します。

4 公共事業等の緑化導入

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

公共事業等において地域の景観等に配慮した緑化の導入が推進されること。

○ 現状と課題

- ・公共施設の緑化は、地域緑化の先導的役割を担い、県民に親しみやすく、うるおいある公共空間を形成するものですが、機能性や経済性が重視され、緑化手法に画一的な面が見られます。
- ・限られた予算で公共施設の緑化を効率的に進める必要があります。
- ・公共事業等を進めるにあたり、地域の景観や環境づくりの視点から、美しい形状デザインとともにその緑化が求められています。



八丁道

（瑞龍寺前より前田利長墓所へ伸びる、緑が織りなす歴史性のある道。 高岡市）

(*5) 「富山県公共事業の景観づくり指針」

富山県景観条例に基づき、公共事業による先導的、総合的な景観づくりを進めるために、景観づくりに関して留意すべき事項を定めたもの(平成15年10月策定)。

○ 施策の方向

- ・県や市町村等の公共事業において、地域の景観等に配慮した緑化の導入を推進します。

○ 施策の概要

- ・「富山県公共事業の景観づくり指針(*5)」をもとに、公共事業等における緑化の導入を推進します。



ブルーバール（歩道に街路樹やベンチを設けうるおいある都市景観を形成している。 富山市）



開津橋

（周辺の緑と調和した落ち着いた色彩を用いている。 南砺市）

○ 施策の概要

- ①市町村緑花計画等の策定への支援
 - ・緑化関係機関と連携し、地域性豊かな市町村緑花計画等の策定に協力します。
- ②市町村緑花計画等の推進
 - ・各市町村が地域の自然的、社会的条件等を勘案しつつ創意工夫された市町村緑花計画等に基づき、緑豊かで良好な環境が育まれるよう支援します。

Ⅲ 花と緑の地域計画

1 市町村緑花計画等

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

市町村による緑花計画等の策定が推進されること。

○ 施策の方向

- ・地域住民の声を反映するとともに、地域の自然環境や歴史、文化など、個性を生かした地域性豊かな市町村緑花計画等の策定を促進します。
- ・市町村において策定した緑花計画や緑の基本計画に基づき、地域の実情に応じた施策が講じられるよう支援します。

○ 現状と課題

- ・市町村においては、「市町村緑花計画(*6)」や主として都市計画区域内での緑地の保全、緑化の推進を図るための「緑の基本計画」が策定されています。
- ・富山市、高岡市、滑川市、砺波市において「緑化に関する条例」が制定されています。
- ・社会情勢の変化に対応し、地域の個性を生かした市町村緑花計画等の策定や見直しを行い、地域住民が主役の緑化推進が求められています。

(*6)市町村緑花計画

市町村版の緑化施策や、総合計画の緑化推進の項目。

2 花と緑の協定

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

「花と緑の協定(*7)」による地域の特性に配慮した緑化が推進されること。

○ 現状と課題

- ・「都市緑地法」や市町村の「緑化条例」等に基づき、「花と緑の協定」が締結されています。
- ・花と緑の協定は、緑化による効果のPR不足などの理由から、件数が伸び悩んでいます。

○ 施策の方向

- ・「緑地協定」や「花と緑の協定」の締結に、県民の理解が得られるよう制度のPRに努めます。
- ・住宅地域、工場地域、商業地域、農村地域などでそれぞれの地域の特性に配慮した緑化モデル事業を実施しながら地域住民の合意形成に努めます。

○ 施策の概要

- ・市町村や花と緑の銀行等と連携して具体的事例を活用しながら、「緑地協定」や「花と緑の協定」等の締結を促進します。
- ・花と緑の銀行は、支店活動を通じて住民の合意形成のもと、意欲的な取り組みを行おうとする地域に対し、緑化事業の支援を行います。

(*7)花と緑の協定

①都市緑地法に基づく「緑地協定」②市町村の「緑化条例」に基づいて、町内会や地区単位で市町村との間に締結する「花と緑の協定」などのさまざまな形態の合意形成等を指す。

